

（案）

地独評委第 号
令和7年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の令和6年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定により2025年6月25日付け総医第135号で岐阜県知事に提出された法人の令和6年度財務諸表については、承認することが適当である。

(案)

地独評委第 号の2

令和7年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立多治見病院（以下「法人」という。）の令和6年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定により令和7年6月26日付け多病第52号で岐阜県知事に提出された法人の令和6年度財務諸表については、承認することが適当である。

（案）

地独評委第 号の3

令和7年 月 日

岐阜県知事 江崎 禎英 様

岐阜県地方独立行政法人評価委員会

委員長 牛越 博昭

意 見 書

地方独立行政法人岐阜県立下呂温泉病院（以下「法人」という。）の令和6年度財務諸表について、岐阜県地方独立行政法人評価委員会条例（平成21年岐阜県条例第23号）第2条第3号の規定に基づく岐阜県地方独立行政法人評価委員会の意見は、下記のとおりです。

記

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第34条第1項の規定により令和7年6月27日付け下病第44号で岐阜県知事に提出された法人の令和6年度財務諸表については、承認することが適当である。